

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月23日

【会社名】 株式会社リミックスポイント

【英訳名】 Remixpoint, inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 國重 惇史

【本店の所在の場所】 東京都目黒区東山1丁目5番4号

【電話番号】 03(6303)0280

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 花田 敏幸

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区東山1丁目5番4号

【電話番号】 03(6303)0280

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 花田 敏幸

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	299,990,200円
第8回新株予約権	25,158,441円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	2,225,160,641円

(注) 新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,485,100株	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない当社における標準となる株式です。 単元株式数 100株

- (注) 1.平成28年6月23日開催の当社取締役会決議により発行するものです。
2.振替機関の名称及び住所は次のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3.新規発行株式(以下「本新株式」といいます。)については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件としています。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額
株主割当			
その他の者に対する割当	1,485,100株	299,990,200円	149,995,100円
一般募集			
計(総発行株式)	1,485,100株	299,990,200円	149,995,100円

- (注) 1.第三者割当方法によります。
2.発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の額の総額は149,995,100円です。

(2) 【募集の条件】

発行価格	資本組入額	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
202円	101円	100株	平成28年7月11日(月)		平成28年7月11日(月)～ 平成28年7月15日(金)

- (注) 1.第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2.発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。
3.申込方法は、株式総数引受契約を締結し、払込期日に後記「(4)払込取扱場所」に記載の払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
4.払込期間に本新株式の割当予定先との間で株式総数引受契約が締結されない場合、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅するものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社リミックスポイント 経営管理部	東京都目黒区東山一丁目5番4号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店	東京都港区虎ノ門一丁目4番2号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

発行数	108,911個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	25,158,441円
発行価格	新株予約権1個につき231円(新株予約権の目的である株式1株当たり2.31円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年7月11日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社リミックスポイント 経営管理部 東京都目黒区東山一丁目5番4号
払込期日	平成28年7月11日～平成28年7月15日
割当日	平成28年7月11日～平成28年7月15日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店 東京都港区虎ノ門一丁目4番2号

(注) 1. 第8回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)の発行については、平成28年6月23日開催の当社取締役会決議によるものです。

2. 申込及び払込の方法は、当社及び本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期間までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は、第三者割当方式によります。

4. 振替機関の名称は、以下のとおりとなります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社リミックスポイント 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式10,891,100株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び同項第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生じる場合には、その端数を四捨五入するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し、又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する場合における株式1株当たり出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、202円とする。但し、行使価額は第2項に定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所マザーズ市場(以下「東証マザーズ」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更、又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降、速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>2,225,160,641円</p> <p>(注) 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の発行価格の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の行使請求時に有効な割当株式数に当該行使請求の対象となった本新株予約権の数を乗じた数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成28年7月16日から平成30年7月15日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社リミックスポイント 経営管理部 東京都目黒区東山一丁目5番4号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取扱場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店 東京都港区虎ノ門一丁目4番2号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。</p> <p>2. 本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込に関する事項	該当事項はない。

組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為等」という。)をする場合において、組織再編行為等の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ。)において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得条項 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>組織再編行為等の際の新株予約権の取扱い 本「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて決定する。 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
------------------------------	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、上記「新株予約権の行使期間」欄に記載の行使期間中に、上記「新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が指定口座に入金された日に発生する。

2. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求により発行される株式に係る株券を発行しない。

3. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要領の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は、必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を停止条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,525,150,841	35,000,000	2,490,150,841

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額299,990,200円と、本新株予約権の発行価額の総額25,158,441円に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額2,200,002,200円を合算した金額です。
2. 発行諸費用の概算額には消費税等相当額は含まれておりません。
3. 発行諸費用の内訳概算額には、フィナンシャルアドバイザー報酬として24,000,000円（I R ・ P R O株式会社 東京都港区赤坂二丁目12番20号 代表取締役 安武隆一郎）、新株予約権の公正価値算定の費用として2,500,000円（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社 東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢元）、登録免許税として5,000,000円、登記費用として300,000円、反社会的勢力との関連性調査費用として1,500,000円（株式会社セキュリティー＆リサーチ 東京都港区赤坂二丁目8番11号 代表取締役 羽田寿次）、独立委員会の組成費用として1,000,000円（弁護士法人港国際法律事務所 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 弁護士 小澤幹人）が含まれます。
4. 本新株予約権の行使による払い込みは、原則として本新株予約権者の判断によるため、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少するものとします。
5. 登録免許税及び登記費用の額は、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により変動する可能性があります。

(2) 【手取金の使途】

本新株式により調達する資金の資金使途及び支出予定時期

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
() エネルギー関連事業	200百万円	
電力売買事業の電力調達増加対応資金	200百万円	平成28年8月～平成28年12月
() 金融関連事業	100百万円	
仮想通貨取引事業のシステム開発資金	100百万円	平成28年9月～平成28年12月

(注) 調達した資金は、支出するまでの期間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて保管する予定です。

(調達する資金の具体的な資金使途)

調達資金約3億円は、事業資金として以下のとおり充当する予定です。

a) エネルギー関連事業

(電力売買事業の電力調達増加対応資金)

当社は、平成27年3月期第3四半期より電力売買事業を開始し、平成27年12月には小売電気事業者として経済産業省資源エネルギー庁に登録され、平成28年2月からは東京電力管内において、平成28年3月からは中部電力管内において、主に高圧需要家を対象として電力小売供給を行っています。

当社では、平成29年3月期における電力売買事業について、当社がターゲットとする顧客層と省エネ等で接点を有する事業者等を積極的に代理店として活用し又は販売提携することなどにより販売チャネルの開拓に注力し、電力需要家からの契約獲得を効率的に推進し、売上高を拡大していく計画です。

電力売買事業では、電力会社からの常時バックアップ供給等のほか、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）を通じての電力の調達を行っていますが、JEPXにおける電力調達代金の支払決済が電力調達日の翌々営業日であるのに対し、電力需要家からの電力利用料の入金決済が利用月の翌月末日となっていることから、財務的にも安定した電力小売供給を継続するためには最大で2ヶ月分の電力調達資金を確保する必要があります。また、電力売買事業の売上高を順調に拡大させるためにも、電力調達用資金を前もって計画的に確保することが重要です。

そこで、本第三者割当増資における調達資金のうち約2億円を、電力売買事業における売上拡大に伴う電力調達の増加対応資金に充当する予定です。

b) 金融関連事業

(仮想通貨取引事業のシステム開発資金)

当社は、平成28年3月3日付で、仮想通貨交換所・取引所の運営をはじめとするフィンテック（FinTech：「金融」と「テクノロジー」の融合）関連事業を推進することを目的に、株式会社ビットポイント（現 株式会社ビットポイントジャパン（東京都目黒区東山一丁目5番4号 代表取締役 國重惇史））を子会社として設立しました。当社では、世界的にフィンテック領域の事業環境が拡大しつつある中において、経営陣の知見、人的ネットワーク等を活用した、新しい金融サービスを開発し提供することを、金融関連事業として推進する計画です。

当該子会社では、ビットコインをはじめとする仮想通貨の取引を、利用者にとって利便性が高く、かつセキュリティが保たれた環境で実現するためのプラットフォームを運営する予定であり、平成28年6月4日に口座登録受付を開始し、平成28年7月に仮想通貨の現物取引（顧客との直接取引又は顧客間の取引の媒介）、平成28年10月に仮想通貨の信用取引（預け入れた証拠金を担保に借り受けた現金又は仮想通貨により行う取引）の開始を予定しているほか、今後も、利用者の利便性を高めるために第三者サービスとの連携を含めたサービスメニューの拡充を進める計画です。

そこで、本第三者割当増資における調達資金のうち約1億円を、仮想通貨取引事業における信用取引に係るシステム及び第三者サービスとのシステム連携のためのシステム開発資金に充当し、より一層のサービス強化を実現する予定です。

本新株予約権発行により調達する資金の資金使途及び支出予定時期

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
() エネルギー関連事業	1,600百万円	
電力売買事業の電力調達増加対応資金	1,450百万円	平成29年1月～平成30年3月
電力売買事業のシステム追加開発資金	80百万円	平成29年3月～平成30年3月
電力売買事業の体制強化資金	70百万円	平成29年1月～平成30年3月
() 自動車関連事業	200百万円	
中古車売買事業の仕入増加対応資金	200百万円	平成29年4月～平成30年3月
() 金融関連事業	310百万円	
仮想通貨取引事業のシステム追加開発資金	200百万円	平成29年3月～平成30年3月
仮想通貨取引事業の運転資金	110百万円	平成29年1月～平成30年3月
() その他	90百万円	
経営管理及び内部統制の体制強化資金	50百万円	平成29年1月～平成30年3月
基幹業務システムの構築資金	40百万円	平成29年3月～平成30年3月

(注) 1. 調達した資金は、支出するまでの期間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて保管する予定です。

2. 株価低迷等により本新株予約権の権利行使が進まない場合には、手元資金及び借入金等により対応する予定ですが、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、上記の資金使途又は金額を変更する可能性があります。資金使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表します。

なお、本新株予約権の権利行使が順調に進まず、必要とする資金を十分に調達できない場合には、支出額又は時期を調整しつつ、エネルギー関連事業における電力売買事業の電力調達増加対応資金、金融関連事業における仮想通貨取引事業のシステム追加開発資金、エネルギー関連事業における電力売買事業のシステム追加開発資金、の順に調達資金を支出する予定であります。

(調達する資金の具体的な資金用途)

調達資金約22億円は、事業資金として以下のとおり充当する予定です。

a) エネルギー関連事業

(電力売買事業の電力調達増加対応資金)

当社は、平成27年3月期第3四半期より電力売買事業を開始し、平成27年12月には小売電気事業者として経済産業省資源エネルギー庁に登録され、平成28年2月からは東京電力管内において、平成28年3月からは中部電力管内において、主に高圧需要家を対象として電力小売供給を行っております。

当社では、平成29年3月期における電力売買事業について、当社がターゲットとする顧客層と省エネ等で接点を有する事業者等を積極的に代理店として活用し又は販売提携することなどにより販売チャネルの開拓に注力し、電力需要家からの契約獲得を効率的に推進し、売上高を拡大していく計画です。

前述のとおり、JEPXにおける電力調達代金の支払決済が電力調達日の翌々営業日であるのに対し、電力需要家からの電力利用料の入金決済が利用月の翌月末となっていることから、財務的にも安定した電力小売供給を継続するためには最大で2か月分の電力調達資金を確保する必要があります。また、電力売買事業の売上高を順調に拡大させるためにも、電力調達用資金を前もって計画的に確保することが重要です。

特に平成29年3月期下半期以降は、東京電力・中部電力以外の各電力会社管内への営業エリアの拡大、低圧電力需要家への営業活動の開始などにより、更なる売上高の拡大を見込んでおります。

そこで、本第三者割当増資における調達資金のうち約14.5億円を、電力売買事業における売上拡大に伴う電力調達の増加対応資金に充当する予定です。

(電力売買事業のシステム追加開発資金)

当社では、上記のとおり、平成29年3月期における電力売買事業について売上拡大を見込んでおります。当社では、顧客管理、需給管理、見積管理、請求管理等の各業務について、一部ASPサービスを利用していますが、今後業務量が増加するため業務効率化を進める必要があること、当社の業務に合わせた機能・システム要件を必要とすること等から、ASPサービスから自社開発システムに一部切り替えるとともに、業務効率化及び顧客ニーズに合わせたサービス提供のために必要なシステム機能を実装する必要があります。

そこで、本第三者割当増資における調達資金のうち約0.8億円を、電力売買事業のシステム追加開発資金に充当する予定です。

(電力売買事業の体制強化資金)

当社では、上記のとおり、平成29年3月期における電力売買事業については、売上拡大を見込んでおります。売上拡大を着実に実行し、かつ、安定的な電力供給を行うためには、営業エリアの拡大及び業容の伸長にあわせて当該事業に従事する営業、代理店管理・渉外、カスタマーサポート、電力需給管理等の人員の増強及び営業拠点の新設を行う必要があります。

そこで、本第三者割当増資における調達資金のうち約0.7億円を、電力売買事業の体制強化資金に充当する予定です。

b) 自動車関連事業

(中古車売買事業の仕入増加対応資金)

当社では、平成27年3月期第3四半期より中古車売買事業を行っており、平成28年3月期においては、仕入先・販売先の新規開拓に加え既存取引先との取引拡大に努め、中古車売買事業の売上高は平成27年3月期691百万円から平成28年3月期2,931百万円へと伸長しており、結果として業績は堅調に推移しました。

当社における中古車売買事業は、業者間売買に特化しており、仕入から販売までの期間が極めて短期間で在庫回転率が高いため、今後、仕入資金を追加投入し仕入量を増加させることにより売上高・利益額を拡大させることができる余地があると考えています。

そこで、本第三者割当増資における調達資金のうち約2億円を、中古車売買事業の仕入増加の対応資金に充当する予定です。

c) 金融関連事業

(仮想通貨取引事業のシステム追加開発資金)

当社は、平成28年3月3日付で、仮想通貨交換所・取引所の運営をはじめとするフィンテック（FinTech：「金融」と「テクノロジー」の融合）関連事業を推進することを目的に、株式会社ビットポイント（現 株式会社ビットポイントジャパン（東京都目黒区東山一丁目5番4号 代表取締役 國重惇史））を子会社として設立しました。当社では、世界的にフィンテック領域の事業環境が拡大しつつある中において、経営陣の知見、人的ネットワーク等を活用した、新しい金融サービスを開発し提供することを、金融関連事業として推進する計画です。

当該子会社では、ビットコインをはじめとする仮想通貨の取引を、利用者にとって利便性が高く、かつセキュリティが保たれた環境で実現するためのプラットフォームを運営する予定であり、平成28年6月4日に口座登録受付を開始し、平成28年7月に現物取引、平成28年10月に信用取引の開始を予定しているほか、今後もサービスの拡充を進める計画です。

また、平成28年5月25日に成立した改正資金決済法は公布後1年以内に施行される予定ですが、同法の施行後、当該子会社の行う仮想通貨取引業は登録制となり、仮想通貨及びこれに関連する業務は種々の法規制を受けることとなります。

そこで、本第三者割当増資における調達資金のうち約2億円を、仮想通貨取引用アプリ等の取引ツールの拡充並びに法規制へのシステム上の対応を行うためのシステム追加開発資金に充当する予定です。

(仮想通貨取引事業の運転資金)

当社は、前述のとおり、仮想通貨交換所・取引所の運営を主たる目的とする子会社を設立し、ビットコインをはじめとする仮想通貨の取引を行うプラットフォームを運営する計画であり、平成28年6月4日に口座登録受付を開始し、平成28年7月に現物取引、平成28年10月に信用取引の開始を予定しているほか、今後もサービスの拡充を進める計画です。

当該子会社では、今後、改正資金決済法及び関連法令等を遵守し、かつ、顧客満足度の高いサービスを提供し、顧客数の増加、サービスの拡充、コンプライアンスチェックなど管理体制の強化等に対応するため、業務量にあわせて人員を増加する必要があります。

そこで、本第三者割当増資における調達資金のうち約1.1億円を、仮想通貨交換事業の運転資金に充当する予定です。

その他

(経営管理及び内部統制の体制強化資金)

当社は、平成27年3月期売上高が3,948百万円（前期比2,911.00%増）、平成28年3月期売上高が6,337百万円（同60.5%増）となり、ここ数年で急激に業績を拡大しました。また、それに伴って取扱いサービス・商品が増加し、また従業員数も平成26年3月期末正社員数30名から平成28年3月期末正社員数60名と倍増し、今後も業容にあわせて従業員数を増やしていく計画であるため、経営管理及び内部統制の体制を求められる業務量にあわせて増員、強化する必要があります。

そこで、本第三者割当増資における調達資金のうち約0.5億円を、経営管理及び内部統制の体制を強化するための資金に充当する予定です。

(基幹業務システムの構築資金)

当社は、前述のとおり、ここ数年で急激に業績を拡大し、取扱いサービス・商品が増加し、また従業員数も平成26年3月期末正社員数30名から平成28年3月期末正社員数60名と倍増し今後も業容にあわせて従業員数を増やしていく計画であり、今後の更なる成長も視野に入れ、効率的な業務管理及び経営管理を実施するため、財務及び経営管理関連システムを核とした基幹業務システムを刷新し構築する必要があると考えています。

そこで、本第三者割当増資における調達資金のうち約0.4億円を、基幹業務システムの構築資金に充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

有償ストックオプション（新株予約権）について

当社は、平成28年6月23日開催の取締役会において、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」に記載のUnited Asia Hong Kong Group Limited及び株式会社k-style investment partnersを割当予定先とする本第三者割当増資を決議いたしました。また、同日開催の取締役会において、会社法第238条第1項及び第2項、並びに第240条の規定に従い、当社の業績向上に対する貢献意欲及び士気を一層高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、当社の取締役、従業員及び業務委託者に対して、新株予約権（有償ストックオプション）を有償で発行することを決議いたしました。なお、有償ストックオプション（新株予約権）の行使による発行株式数は最大で992,000株（議決権数9,920個）であり、平成28年3月31日現在の当社発行済株式総数37,770,500株（議決権数377,094個）に対して、最大で2.63%（平成28年3月31日現在の総議決権数377,094個に対しては2.63%）の割合による希薄化が生じます。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 本新株式及び本新株予約権の割当予定先の概要、並びに提出者と割当予定先との関係

United Asia Hong Kong Group Limited

割当予定先の概要	名称	United Asia Hong Kong Group Limited
	所在地	ROOMS 2103-04,21/F., WING ON CENTRE,111 CONNAUGHT ROAD CENTRAL, HONG KONG
	代表者の役職及び氏名	Director : LAI CHI KIN
	資本金	香港ドル 10,000
	事業内容	投資業
	主たる出資者及びその出資比率	Enterprise Emerging Markets Fund B.V.(100%)
	国内の主たる事務所の責任者氏名及び連絡先	該当事項はありません。
提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

（注）割当予定先には、国内代理人に該当するものではありません。

株式会社 k-style investment partners

割当予定先の概要	名称	株式会社 k-style investment partners
	所在地	東京都江東区青海二丁目 4 番32号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 子安 恒行
	資本金	100万円
	事業内容	投資事業
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社k-style Holdings(100%)
提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

b 割当予定先の選定理由

United Asia Hong Kong Group Limited

当社は、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当対象とする第三者割当による新株式、新株予約権、新株予約権付社債及び行使価額修正条項付新株予約権等の発行など、あらゆる資金調達手段を検討してまいりました。

本新株式及び本新株予約権の引受につきましては、平成27年8月からIR支援及び経営コンサルティング等の業務委託で当社と取引関係のある I R ・ P R O 株式会社(東京都港区赤坂二丁目12番20号 代表取締役 安武隆一郎)の代表取締役に相談し、提案を受けた本第三者割当増資による資金調達方法が、株式の希薄化に一時的な影響を抑制しつつ、機動的な資金調達を実施したいという当社の資金ニーズに合致していると判断いたしました。

当社は、平成28年2月に安武氏の知人であるUnited Asia Hong Kong Group LimitedのDirectorであるLAI, CHI KIN氏を紹介され、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の新規事業計画に理解をいただいたうえで投資のご判断をいただきました。

割当予定先であるUnited Asia Hong Kong Group Limitedについては、Enterprise Emerging Markets Fund B.V. (Pletterijweg #43, Curacao Director : Sudamco Management Services N.V.)(以下「EMファンド」といいます。)が100%出資する投資法人であります。また、EMファンドの100%親会社がANDETTA PRIVATE EQUITY N.V. (Pletterijweg # 43.Curacao Director : Antonino Sardegno)(以下「APE」といいます。)となります。APEについては、ANDETTA GROUPのグループ会社であり、世界30ヶ国以上にオフィスを構える信託会社で信託銀行なども運営するAMICORP GROUPのAmicorp Switzerland A.G.(Bellerivestrasse, 17 CH-8008, Zurich, Switzerland Director : Heinz Mühlebach)の100%子会社となります。

EMファンドは、オランダ領キュラソー島の法律に基づき設立された有限責任の投資ファンドであり、平成28年2月末時点で1,700億円規模の資産を保有しております。アジア、アメリカ、オセアニア及び東ヨーロッパ等の世界各国に投資しており、主要な投資先の業種としてはエネルギー資源関連を中心に、金融、不動産、農業及びエンターテインメントとなります。EMファンドは、中東などにおける石油・天然ガスを主としたエネルギー関連事業に対して21.54%出資しており、今回は日本における電力・ガス小売全面自由化等の規制緩和を契機とした当社のエネルギー関連事業に関するビジョンに対して特に評価をいただきました。

United Asia Hong Kong Group Limitedより、当社の経営成績及び財政状態等も含め、特に当社のエネルギー関連事業及び金融関連事業に対する事業計画、並びに今後の成長戦略の将来性にも評価をいただきました。また、当社の事業成長のビジョン及び価値観に共有いただき、高い信頼性のある投資実績を誇る引受先であると判断し、今回の本新株式及び本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

株式会社k-style investment partners

当社は、割当予定先である株式会社k-style investment partnersの代表取締役である子安恒行氏に対して、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の新規事業計画にご理解をいただいたうえで投資のご判断をいただきました。

株式会社k-style investment partnersについては、株式会社k-style Holdings(東京都江東区青海二丁目4番32号 代表取締役 子安恒行)の100%子会社であり、子安恒行氏が親族から借入をし、主として投資事業を目的として設立された会社であります。同社の代表取締役である子安恒行氏とフィナンシャルアドバイザーであるI R・P R O株式会社の代表取締役である安武隆一郎氏が以前からの知り合いであり、平成28年3月に安武氏より子安氏をご紹介いただきました。子安氏に対して、当社の新規事業に係る事業計画及び今後の成長戦略の将来性に評価をいただき、当社の事業成長のビジョン及び価値観を共有できる引受先であると判断し、今回の本新株式及び本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。なお、本第三者割当増資における本新株式の発行、並びに本新株予約権の発行及び行使に係る払込資金については、子安氏の親族の資産管理会社からの借入金等を原資としています。

c 割り当てようとする株式の数

本新株式

割当予定先であるUnited Asia Hong Kong Group Limitedに割り当てる本新株式の数は990,100株、株式会社k-style investment partnersに割り当てる本新株式の数は495,000株であります。割り当てる本新株式の総数は1,485,100株であります。

本新株予約権

割当予定先であるUnited Asia Hong Kong Group Limitedに割り当てる本新株予約権の目的である当社普通株式の数は10,396,000株(本新株予約権発行数103,960個、新株予約権1個につき100株)、株式会社k-style investment partnersに割り当てる本新株予約権の目的である当社普通株式の数は495,100株(本新株予約権4,951個、新株予約権1個につき100株)であります。割り当てる本新株予約権の目的である当社普通株式の総数は10,891,100株(本新株予約権発行の総数108,911個)であります。

d 株券等の保有方針

United Asia Hong Kong Group Limited

割当予定先であるUnited Asia Hong Kong Group Limitedは、純投資を目的としております。また、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、当社の株価推移により適宜ご判断の上、本新株式及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を口頭で確認しております。また、United Asia Hong Kong Group Limitedからは当社の株価が行使価額を上回っていることが前提となりますが、資金需要に応じて本新株予約権を行使する旨の意向表明を口頭で受けております。加えて、当社の企業価値及び株式価値を向上させることに十分に配慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式を売却することにより利益を得る純投資の目的に基づき保有する旨の意向であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、長期保有は見込まれない予定であります。なお、本新株式の割当後直ちに、United Asia Hong Kong Group Limitedとの間で、本新株式の発行日から2年間において本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面で報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることを同意する旨について、第三者割当に係る株式譲渡報告確約書を締結する予定です。

株式会社k-style investment partners

割当予定先である株式会社k-style investment partnersは、純投資を目的としております。本新株式及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、当社の株価動向及び市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を口頭で確認しております。また、当社の株価が行使価額を上回っていることが前提となりますが、資金需要に応じて本新株予約権を行使する旨の意向表明を口頭で受けております。なお、本新株式の割当後直ちに、株式会社k-style investment partnersとの間で、本新株式の発行日から2年間において本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面で報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることを同意する旨について、第三者割当に係る株式譲渡報告確約書を締結する予定です。

e 払込に要する資金等の状況

United Asia Hong Kong Group Limited

当社は、割当予定先であるUnited Asia Hong Kong Group Limitedの親会社に相当するEnterprise Emerging Markets Fund B.V.(Pletterijweg #43, Curacao Director : Sudamco Management Services N.V.)(以下「EMファンド」といいます。)より、現金残高証明書に加え、投資・取引先に対する長期貸付金、並びにその受取利息から本第三者割当増資枠を上限に適宜現金化してUnited Asia Hong Kong Group Limitedに出資する旨の意向表明書を受領しました。このことにより、本新株式及び本新株予約権の払込並びに本新株予約権の権利行使に係る払込を行うことが、EMファンドの保有資産及びEMファンドから割当予定先であるUnited Asia Hong Kong Group Limitedへの出資により十分に可能であることを確認いたしました。

株式会社k-style investment partners

当社は、割当予定先である株式会社k-style investment partnersより、同社の通帳の写しを受領し、株式会社k-style investment partners代表取締役子安恒行氏の親族の資産管理会社であるSRJ Holdings Pte. Ltd.(1 Bishopsgate, #03-06, Bishopsgate Residences, Singapore Director : 子安裕樹)からの借入等により、本新株式に対する払込金額の全額、並びに本新株予約権の権利行使価額の総額の40%程度の預金残高を保有していることを確認いたしました。なお、本新株予約権の権利行使に必要な残額については、取得した当社株式を市場にて順次売却した資金を元手に充当する旨を口頭で確認しております。

f 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるUnited Asia Hong Kong Group Limited及び株式会社k-style investment partnersと直接、面談・ヒアリングを実施し、割当予定先及び割当予定先の役員、並びに主要株主が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを確認しております。

また、上記に加え、割当予定先等が反社会的勢力の影響を受けているか否か、割当予定先等が犯罪歴を有するか否か、並びに警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、独自に専門の信用調査機関(株式会社セキュリティー&リサーチ 東京都港区赤坂二丁目8番11号 代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼しました。その調査結果として、割当予定先等が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを確認し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとされております。

3 【発行条件に関する事項】

a 発行条件の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

当社は、本新株式の発行価格を決定するにあたっては、本新株式発行に関する取締役会決議日の直前営業日(平成28年6月22日)の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値214円を勘案し、割当予定先とも協議いたしました結果、202円とすることにいたしました。

なお、当該発行価格は、取締役会決議日の直前営業日の終値(214円)から5.61%のディスカウント、同日までの1ヶ月平均株価(221円)から8.60%のディスカウント、同日までの3ヶ月平均株価(214円)から5.61%のディスカウント、同日までの6ヶ月平均株価(224円)から9.82%のディスカウントとなっており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にある「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直前日の価格)に0.9を乗じた額以上の価格であること。」に準拠するものであること、上記のとおり、当社の取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値、同3ヶ月間の終値平均値、同6ヶ月間の終値平均値のいずれの価格と比較しても10%を超えるディスカウントとなっていないことを根拠としております。

また、発行価格の算定にあたっては、できうる限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると考えております。当社といたしましては、直近における当社株価の動きが、特段不安定な動きをしているものではないことから、特殊な要因の影響はないものと認識し、直前営業日の終値が客観的な市場取引により形成された株価であり、当社の企業価値を反映していると判断したものであります。加えて、当社の監査等委員会においても、当社取締役会の審議状況の検証を通じて、日証協指針も勘案し発行価格が決定されていること、並びに参考とした市場価格は取締役会決議日の直前営業日の価格であり、当社の状況が市場価格に反映されていると考えられることから、上記の算定根拠による発行価格が有利発行に該当せず適法であると判断しております。

さらに、発行価格について、取締役会決議日の直前営業日(平成28年6月22日)の終値からのディスカウント率を5.61%とした経緯は、次のとおりであります。当社と各割当予定先との間で、発行価格について、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を前提として、最終的な交渉を行いました。割当予定先であるUnited Asia Hong Kong Group Limited及び株式会社k-style investment partnersの双方から、本新株予約権の権利行使をスムーズに進めるために日証協指針に準拠した範囲内のディスカウントの要望があり、当社としては既存株式の希薄化、発行価格の影響度、直近の資金需要、日証協指針への準拠等を慎重に検討しつつ、各割当予定先のディスカウント要望を一定程度受け入れる必要があると判断したものであります。

本新株予約権

本新株予約権の発行価格の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。なお、本新株予約権の発行価格の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社 東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢元)の算定の結果である231円を踏まえ、割当予定先と協議の結果、231円といたしました。

なお、第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価214円(平成28年6月22日の終値)、権利行使価額202円、ボラティリティ67.24%(平成28年5月から平成30年5月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート-0.239%(評価基準日における2年物国債レート)、配当率0%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき231円との結果を得ております。

また、割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日(2年後又は取得条項発動2週間後)に時価が行使価額以上である場合に本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

当社は、株式価値の希薄化を懸念することなく、より有利な代替的資金調達を行えるように、本新株予約権に取得条項を付しています。当社は、当社普通株式の株価が一定程度上昇する場合には、取得条項に基づき本新株予約権を取得することにより希薄化を抑制したうえで、有利な代替的資金調達方法の実施を検討します。このように、当社が株式価値の希薄化を回避しつつ有利な代替的資金調達方法を確保することは、既存株主の保護につながることから、今回の査定において取得条項とその発動タイミングを勘案し公正価値を評価していることは、より有利な代替的資金調達方法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しております。具体的には、代替的資金調達コストは13.85%（修正CAPMにより算定した株主資本コスト6.84%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分7.01%を加えた数値）としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額202円に代替的資金調達コスト分27円を加えた229円としております。これは、株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替的資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。なお取得条項を発動する場合、発行金額と同額での本新株予約権の取得が可能としております。

また、自社が現時点において想定しているコール発動水準(コール発動水準について、当社は他の資金調達方法があることを前提として、株価が行使価額を継続して上回っているにも関わらず権利行使が行われないなどの場合に発動することを想定しております。)と異なる水準、つまり株価が229円となるとコールが発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的にコール発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから、自社が現時点において想定しているコール発動水準と異なるコール発動水準を採用している点について合理的と判断しております。

なお、取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。割当決議日前営業日の終値を基準として概算したところでは、取得条項がない場合は、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が3,650円程度高く評価されております。

また、算定に際して、株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり35,465株(最近2年間の日次売買高の中央値である354,650株の10%)ずつ売却できる前提を置いております。

行使価額については、本新株式の発行価格と同値であり、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の前営業日(平成28年6月22日)の終値214円から5.61%ディスカウントした金額である202円といたしました。

なお、行使価額について取締役会決議日の直前営業日(平成28年6月22日)の終値214円からディスカウント率5.61%とした経緯は次のとおりであります。当社と各割当予定先との間で本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を前提として行使価額について最終交渉を行いました。割当予定先であるUnited Asia Hong Kong Group Limited及び株式会社k-style investment partnersの双方から、本新株予約権の権利行使をスムーズに進めるために相当程度のディスカウントの要望があり、条件交渉の結果、当社としては既存株主への株式の希薄化、行使価額の影響度、直近の資金需要等を慎重に検討しつつ、各割当予定先のディスカウント要望を一定程度受け入れる必要があると判断しました。

行使価額の算定にあたっては、できうる限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。また、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、若しくは当社の株価が不安定な値動きをする場合には、何らかの特殊な要因が株価の形成に影響を与えているのか否かを評価する必要があると認識しております。

当社といたしましては、市場環境等による経済情勢の変化、これまでに当社が開示してまいりました個別の業績内容及び決算発表等、並びに平成28年5月16日付でお知らせしました「平成28年3月期決算短信[日本基準]」以降の株価推移を勘案し、取締役会決議日の直前営業日の終値が客観的な市場取引により形成された株価であり、当社の企業価値を反映していると判断したものであります。

上記算定根拠より算出された本新株予約権1個につき231円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしている当社の考えから、時価相当であると判断しております。

については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額引受契約に定められた諸条件を考慮し、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が行った、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果が合理的であると当社は判断しております。

また、本新株予約権の1個当たりの払込金額231円につきましては、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社を起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価格が算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていることから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと判断をしております。

また、当社の監査等委員(社外取締役)4名全員とも、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社と取引関係がなく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関して、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その公正価値評価額を上回る払込金額を決定していることにより、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法であるという判断をしております。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

当社普通株式の現在の発行済株式総数37,770,500株(議決権数377,094個)に対して、本第三者割当による本新株予約権の発行により発生する潜在株式数は、10,891,100株(議決権108,911個)であり、潜在株式が全て行使されたと仮定すると、本新株式発行1,485,100株(議決権14,851個)と併せて、最大で12,376,200株(議決権123,762個)発行することとなり、発行済株式数に対して最大で32.77%(総議決権数に対する割合32.82%)の希薄化が生じる可能性があります。

しかし、前述の「5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」において記載しましたとおり、本第三者割当増資により調達した資金を当社のエネルギー関連事業及び自動車関連事業に出資すること、並びに新規事業である金融関連事業により業容を拡大することは、当社の企業価値の向上に資すると考えております。また、継続的な更なる黒字化に向けたステップとして、売上規模の拡大、営業利益、営業キャッシュ・フローのプラス幅の拡大、上記事業活動の成果の表面化による事業活動に関わる幅広い企業との関係構築、金融機関からの信頼構築等を実現することが可能になると考えております。加えて、本新株式及び本新株予約権の行使により発行される当社普通株式についての各割当予定先の保有方針は純投資であり、保有する株式を売却することが前提となっているものの、割当予定先が当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針であることから、急激な株価下落を引き起こさずに円滑に市場で売却できることから、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

上記により当社の企業価値が向上することは、既存株主の皆様の利益向上に資するものと考えており、本第三者割当増資による本新株式及び本新株予約権の発行による潜在株式数の発生数量及び希薄化の規模は既存株主の皆様にとっても合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当による新規発行株式数は1,485,100株(議決権数14,851個)となり、発行済株式総数である37,770,500株(議決権数377,094個)に対して3.93%の割合(総議決権における割合3.94%)に相当し、結果として株式の希薄化及び議決権の希薄化が生じます。

また、本第三者割当後、割当予定先であるUnited Asia Hong Kong Group Limitedが割り当てられた本新株予約権103,960個(その目的となる株式の数10,396,000株(議決権数103,960個))を全て行使した場合には、United Asia Hong Kong Group Limitedが主要株主である筆頭株主となり、その所有割合は30.15%(総議決権における割合30.19%)となります。さらに、割当予定先である株式会社k-style investment partnersが割り当てられた本新株予約権4,951個(その目的となる株式の数495,100株(議決権数4,951個))を全て行使した場合には、その所有割合は2.62%(総議決権における割合2.63%)となります。したがって、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行によって、最大で12,376,200株(議決権123,762個)発行することとなり、発行済株式数に対して最大で32.77%(総議決権数に対する割合32.82%)の希薄化が生じる可能性があります。

これらのことから、希薄化率が25%を超えることから、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行は、大規模な第三者割当に該当するものと考えております。

なお、本第三者割当増資を決議した平成28年6月23日開催の取締役会において、会社法238条第1項及び第2項、並びに第240条の規定に従い、当社の業績向上に対する貢献意欲及び士気を一層高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、当社の取締役、従業員及び業務委託者に対して、新株予約権(ストックオプション)(以下「本件有償ストックオプション」といいます。)を有償で発行することを決議しました。本件有償ストックオプション(新株予約権)9,920個(その目的となる株式の数992,000株、新株予約権1個当たり100株)が全て行使された場合における発行株式数は992,000株(議決権数9,920個)であり、平成28年3月31日現在の当社発行済株式総数37,770,500株(議決権数377,094個)に対して、2.63%の割合(総議決権における割合2.63%)に相当し、結果として株式の希薄化及び議決権の希薄化が生じます。したがって、本第三者割当に基づく新株式及び新株予約権の発行並びに本件有償ストックオプションの発行により、あわせて最大で13,368,200株(議決権133,682個)発行することとなり、発行済株式数に対して最大で35.39%(総議決権数に対する割合35.45%)の希薄化が生じる可能性があります。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権が全て同時に行使された場合

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権 数の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合(%)
United Asia Hong Kong Group Limited	ROOMS 2103-04,21/F., WING ON CENTRE, 111 CONNAUGHT ROAD CENTRAL, HONG KONG			11,386,100	22.73
SUNNY IDEA INTERNATIONAL LIMITED	UNIT 1602.16/F., MALAYSIA BUILDING, 50 GLOUCESTER ROAD, WANCHAI, HONG KONG	7,655,000	20.30	7,655,000	15.28
HAITONG INTERNATIONAL SECURITEES COMPANY LIMITED 700702	22/F., LI PO CHUN CHAMBE RS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL, HONG KONG	3,476,800	9.22	3,476,800	6.94
HAITONG INTERNATIONAL SECURITEES COMPANY LIMITED 700700	22/F., LI PO CHUN CHAMBE RS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL, HONG KONG	2,250,000	5.97	2,250,000	4.49
日本証券金融 株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一 丁目2番10号	1,293,500	3.43	1,293,500	2.58
株式会社 MAYA INVESTMENT	東京都港区三田三丁目20番3 号	1,115,000	2.96	1,115,000	2.23
株式会社k-style Investment partners	東京都江東区青海二丁目4番 32号			990,200	1.98
ACAJ株式会社	東京都港区芝公園一丁目2番 9号	837,700	2.22	837,700	1.67
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番 1号	590,500	1.57	590,500	1.18
吉川 登	奈良県生駒市	300,000	0.80	300,000	0.60
合 計		17,518,500	46.45	29,894,800	59.69

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年3月31日現在の株主名簿上の「所有株式数」に係る議決権の数を、総議決権(377,094個)で除して算出しています。
2. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しています。
3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株式及び本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しています。
4. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先である、United Asia Hong Kong Group Limited及び株式会社k-style investment partnersにて保管されます。今後、割当予定先であるUnited Asia Hong Kong Group Limited及び株式会社k-style investment partnersによる本新株予約権の行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動します。
5. United Asia Hong Kong Group Limited及び株式会社k-style investment partnersにつきましては本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることに十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき株式を保有すること、並びに当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら株式を売却することについて口頭にて確認していますので、当社株式の長期保有は見込まれない予定です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社は、エネルギー関連事業として、エネルギー管理システムの開発及び販売、省エネルギー化支援コンサルティング及び省エネルギー関連設備の販売、並びに電力の売買を行い、また自動車関連事業として、中古車査定システムの開発及び販売、中古車の売買に関するコンサルティング及び中古車の売買を行っています。

当社の事業領域であるエネルギー関連事業は、平成28年4月から低圧を含めた電力小売全面自由化により市場規模が16兆円に拡大します。また、中古車関連事業においても、消費税増税により中古車個人間売買市場が拡大するとされています。このような状況の中、中古車関連事業においては、当社の中古車査定システム「IES」のシステム提供に留まらず、自社で中古車事業を始めたことで業績が大きく伸びました。また、当社のエネルギー関連事業については、経済産業省が推進する「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金」にかかる「エネマネ事業者」として平成27年3月期、平成28年3月期に引き続き採択されたこと、並びに電力を中心としたエネルギーコストカットソリューションを前面に営業活動を行った結果、省エネルギー化支援コンサルティング及び省エネルギー関連機器設備の販売が堅調に推移しています。加えて、平成27年3月期第3四半期から開始しました電力売買事業につきましては、平成28年3月期においては、全国統計では冷房需要が平成26年に比べ減少したことから特定規模需要及び特定規模需要以外の需要ともに減少したものの、当社顧客の需要は引き続き高く、業績は当初計画値を大きく上回ることとなり、当社の売上及び利益面に大きく貢献いたしました。さらには、「フィンテック(FinTech:「金融」と「テクノロジー」の融合)」領域の事業環境が世界的に拡大しつつあり、また新しい金融サービスのビジネスモデルが生まれてきていることを鑑み、経営陣の知見及び人的ネットワーク等を活用した新しい金融サービスを開発し提供すべく検討を進めてきました。その結果、平成28年2月29日付「子会社設立に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、ビットコインをはじめとする仮想通貨の取引を利用者にとって利便性が高く、かつセキュリティが保たれた環境で実現するため、当該プラットフォームを運営する株式会社ビットポイント(現 株式会社ビットポイントジャパン(東京都目黒区東山一丁目5番4号 代表取締役 國重惇史))を設立しました。当該子会社においては、資本、業務及び技術といった各方面で戦略的パートナーシップを構築し、サービスの価値を高めるとともに事業の推進力を向上していく方針です。

当社は、現状、省エネルギー化支援コンサルティング並びに平成27年3月期第3四半期に開始した電力売買事業と中古車売買事業といった、ここ数年で開始した事業を収益の柱としております。今後も当社が継続的な黒字幅拡大を実現し、安定的な成長軌道に乗るためには、既存の事業基盤の強化、並びに新規事業による業容の拡大をこれまで以上に迅速に実行していくことが不可欠であると判断しています。当社としては、新規事業である金融関連事業における業容・収益面の拡大、並びにエネルギー関連事業及び自動車関連事業の収益拡大を企図し、更なる株主利益の最大化、並びに企業価値の向上に資するため、本日開催の当社取締役会において、本第三者割当増資を行うことを決議しました。

また、当社は、本第三者割当増資を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行による2つの方式を組み合わせた資金調達を行うことが、当社が採り得る資金調達手段の中で最良の選択肢であるとの結論に至りました。本資金調達方法を選択した具体的な検討内容につきましては、以下のとおりとなります。

その他の資金調達方法の検討について

）間接金融（銀行借入）につきましては、エネルギー関連事業における電力調達資金を対象とする融資について、資金需要の変動に合わせた一定規模の当座貸越やコミットメントラインによる借入を金融機関と交渉しているものの、金融機関との新規取引につき、当社の業績や資金需要を確認したいとのことから当面は短期借入となっており、当座貸越等による必要とする規模の借入による資金調達のクロージングには至っておりません。

) 公募増資による新株式発行の場合、一度に新株式を発行して安定かつ確実な資金調達ができる反面、株式の希薄化も一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。当社は、割当予定先であるUnited Asia Hong Kong Group Limited及び株式会社k-style investment partnersに対する第三者割当方式により本新株式の発行を実施するとともに、本新株予約権を第三者割当増資により発行する予定です。今回の本新株予約権を組み合わせた資金調達方法では、当社株式の株価及び流動性の動向次第で新株予約権の行使が左右される可能性があるため実際に調達できる金額は当初想定された調達金額を下回るおそれがあるものの、本新株予約権の発行時に一定額の調達資金を確保できるとともに、必要となる資金額全部を新株式の発行で一度に行った場合と比べて株式の希薄化の懸念は抑制されることが想定され、株価への影響も軽減することが期待されます。また、資本性の調達であり、かつ希薄化の影響も抑制できる新株予約権と併せて発行することといたしました。

) MSCB及びMSワラントに該当する転換価額修正条項付新株予約権付社債又は行使価額修正条項付新株予約権については、発行後においても転換価額又は行使価額が固定されておらず、またMSCBに関しては、潜在株式数も発行時に固定されないため、既存株主の皆様の株式価値の希薄化に及ぼす影響が大きく適切ではないと判断いたしました。

) ライツ・オフリングは、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリング及び新株予約権の権利行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがあります。コミットメント型ライツ・オフリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングにつきましては、新株予約権の割当を受けた者等による投資行動の如何によっては当社が調達できる資金の額が想定を下回る可能性があること等から、適切ではないと判断いたしました。

以上より、当社は今回の割当予定先に対する本新株式及び本新株予約権を組み合わせる手法が現時点における最良の選択肢であると判断し、本日開催の当社取締役会において本第三者割当増資の発行を決議いたしました。

本資金調達方法について

本第三者割当増資の調達方法のうち、本新株式についてはUnited Asia Hong Kong Group Limited及び株式会社k-style investment partnersにより一定額を引き受けていただくことにより資金を確実に迅速に調達できることが大きな利点となっております。また、本新株予約権については既存株主の皆様の株式の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の資金調達方法と比して最良であると判断いたしました。

資金調達の検討にあたり、具体的に当社が本新株予約権の割当予定先に求めた点としては、)純投資であること、)既存株主の株式価値の急激な希薄化を伴わないこと、)株式の流動性向上に寄与するために取得した株式を相対取引ではなく市場で売却すること、)環境や状況の変化に応じて当社がより有利な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。このような中、本新株予約権の割当予定先であるUnited Asia Hong Kong Group Limited及び株式会社k-style investment partnersとの協議の結果、各割当予定先からこれらの当社の要望を受け入れた上で本第三者割当増資のうち、本新株予約権の引受けに応じることが可能であるとの回答が得られております。

なお、当社が重視した本第三者割当増資のメリット及びデメリットとなる要素は次のとおりであります。

<メリットとなる要素>

) 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得日を定めたときは、当該取得日の2週間前までに割当予定先であるUnited Asia Hong Kong Group Limited及び株式会社k-style investment partnersに対して取得日の通知又は公告を行った上で、払込金額と同額で当社が取得することが可能となっております。

) 株式の希薄化への配慮

本新株予約権の行使価額は、原則として一定の額で固定されており、下方修正されるものではなく、当初予定よりも発行される当社株式が増加するような更なる希薄化が生じる可能性はありません。また、割当予定先であるUnited Asia Hong Kong Group Limited及び株式会社k-style investment partnersは純投資目的での取得・保有であるため、当社の業績及び株式市況環境により当社株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は実施されず、本第三者割当に伴う株式価値の希薄化の影響は新株式を一度に大量に発行する場合と比較して軽減できると考えられます。加えて、割当予定先であるUnited Asia Hong Kong Group Limitedより、株主価値の希薄化を配慮し、1回に係る本新株予約権の行使金額の上限としては、行使日における当社の時価総額の概ね5%以内の行使金額を目安とすることを口頭で確認しております(但し、当社から資金使途に係る資金需要の要請をした場合にはこの限りではありません。)。以上により、既存株式の希薄化に配慮しつつも資金調達が可能であると考えております。

) 流動性の向上

本新株式の発行及び本新株予約権の行使による発行株式総数は、割当前の当社発行済株式総数37,770,500株に対して最大で32.77%(12,376,200株)であり、本新株予約権の割当予定先であるUnited Asia Hong Kong Group Limited及び株式会社k-style investment partnersにより、本新株予約権の行使により発行される株式を順次市場にて売却することで、株式の流動性が向上することが見込まれます。また、本新株予約権については、行使価額が固定されていることから、株価が行使価額を下回る場合には行使が進まないため、本第三者割当による株価下落リスクは限定的であると考えております。

< デメリットとなる要素 >

) 既存株式の希薄化の懸念

本新株予約権の行使が進んだ場合には、10,891,100株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じます。

) 新たに資金調達が必要となる懸念

本新株予約権の行使期間である2年間の期間内に、株式市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まずに、当社の予定する資金調達を十分に行えない可能性があります。

) 当社の株価が下落する可能性

各割当予定先が本新株式及び本新株予約権の行使によって取得した当社普通株式について市場において売却する可能性があり、この場合、当社の株価が下落する可能性があります。なお、割当予定先であるUnited Asia Hong Kong Group Limited及び株式会社k-style investment partnersからは、当社普通株式を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨口頭にて確認をしております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資により、当社株式は25%以上の大幅な希薄化が生じることになることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

当社は、当社経営者から一定程度独立した第三者による委員会(以下「独立委員会」といいます。)を設置し、独立委員会に対し本第三者割当増資による本新株式及び本新株予約権の発行を実施することの必要性及び相当性について意見を諮問し、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱いたしました。

当社は、独立委員会の委員として、市橋保男氏(監査等委員(当社社外取締役))、花岡裕之氏(監査等委員(当社社外取締役))、安田博延氏(監査等委員(当社社外取締役))、江田健二氏(監査等委員(当社社外取締役))及び小澤幹人氏(弁護士法人港国際法律事務所)の5名を選定いたしました。なお、各委員は、当社と取引や契約、並びに出資などの利害関係は一切なく、いずれも当社経営者から一定程度独立した第三者であります。

独立委員会は、平成28年5月31日から平成28年6月23日まで合計3回開催され、本第三者割当増資による本新株式及び本新株予約権の発行を実施することの必要性及び相当性について検討を実施いたしました。独立委員会は、かかる検討を実施するに当たり、検討に必要な資料を収集し、本第三者割当増資の発行の目的及び内容について経営陣に対してヒアリングを実施し、本新株式及び本新株予約権の発行が既存株主に与える影響について、有利発行の該当性なども含めて検討を実施いたしました。

独立委員会は、上記のとおり慎重に検討を行った結果、本第三者割当増資による本株式及び本新株予約権の発行については、最大で32.77%の希薄化が発生する可能性はあるものの、本第三者割当増資の必要性及び相当性が認められるとの意見を独立委員会の委員全員の一致で決議し、平成28年6月23日に独立委員会意見書を当社取締役会に提出いたしました。

<独立委員会の意見書(要約)>

以下の諸事情を勘案すると本第三者割当増資の必要性及び相当性が認められる。

1 本第三者割当増資の必要性について

本第三者割当増資による調達資金の用途について、かかる用途で調達資金を有効活用することは、エネルギー関連事業、自動車関連事業、金融関連事業それぞれに関して発行会社の売上及び利益を向上させるとともに、当社の継続的な黒字化を目指す上で業績の拡大へとつながるものであって当社の企業価値向上を実現するものであり、ひいては既存株主の利益に資するものと評価でき、したがって、本第三者割当増資については必要性があるものと評価できる。

2 本第三者割当増資の相当性について

(1) 資金調達方法について

本第三者割当増資の第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行を組み合わせるといふ資金調達方法について、デメリットとして、()発行会社株式の株価及び流動性の動向次第で実際の当初想定された調達金額を下回る可能性があり、また()当然のことながら発行会社株式の希薄化が生じ、更に()各割当予定先が本新株式及び本新株予約権の行使によって取得した発行会社普通株式を市場において売却した場合には、発行会社の株価が下落する可能性がある、という点が挙げられるものの、メリットとして、()資本性の調達であり、()新株予約権の発行時に一定額の調達資金を確保できるとともに、()本新株予約権については取得条項が付されており資金調達の必要性と勘案して希薄化を抑制する手段が採り得ることに加え、行使価格が固定されていることから、株価が行使価格を下回る場合には行使が進まないため、株式の希薄化による懸念は想定的に抑制され、株価への影響の軽減が期待され、更に()本第三者割当増資に係る各割当予定先については、既存株主の株式価値の急激な希薄化及び急激な株価下落に関して、一定以上の配慮を期待できるという点が挙げられる。

かかる資金調達方法が、銀行借入、新株発行のみの公募増資又は第三者割当増資、MSCB及びMSワラントに該当する転換価額修正条項付新株予約権又は行使価額修正条項付新株予約権の発行などの各手段と比較して、最善であるとの当社取締役会の判断は、当社に係る事情(経営上の数字、資金調達の必要性等)との関係で違和感がなく、上場企業の資金調達に係る一般論とも整合性を有するものである。

(2) 割当先の選定について

当社は、各割当先について、既存取引先(関係者を含む。)より紹介を受け、一定以上の信頼が置ける先であり、当社の事業成長のビジョン及び価値観を共有しているものと判断した。そして、当社は、本第三者割当増資の割当先の選定にあたって、()純投資であること(発行会社の業績及び株式市場環境により株価が行使価格を上回らない場合、本新株予約権の行使は実施されず、本第三者割当増資に伴う株式価値の希薄化の影響は新株式を一度に大量に発行する場合と比較して軽減できると考えられるため等)、()既存株主の株式価値の急激な希薄化に配慮すること、()株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針であること、()株式の流動性向上に寄与するために取得した株式を相対取引ではなく市場で売却することを求めていたところ、協議の結果、各割当予定先から、上記()ないし()の要望を受け入れるとの回答が得られたため、割当先に選定した。

(3) 発行条件(本新株の発行価額及び本新株予約権の行使価額)について

本新株の発行価額及び本新株予約権の行使価額は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の前営業日(平成28年6月22日)から5.61%ディスカウントした金額である202円とされた。同金額は、当社と各割当予定先との間で各価額について本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を前提として最終交渉を行った結果、当社として既存株主への株式の希薄化、行使価格の影響度、直近の資金需要を慎重に検討しつつ、各割当予定先のディスカウント要望を一定程度受け入れる必要があると判断した結果ということであるが、取締役会決議日の直前営業日の終値から5.61%のディスカウント、同日までの1ヶ月平均株価から8.60%のディスカウント、同日までの3ヶ月平均株価から5.61%のディスカウント、同日までの6ヶ月平均株価から9.82%のディスカウントとなっており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にある「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直前日の価格)に0.9を乗じた額以上の価格であること。」に準拠するものであることから、一定の相当性が認められ、有利発行には該当しないものと考えられる。

なお、発行価格の算定にあたっては、出来る限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であるとの考えのもと、直近における発行会社株価の動きが特段不安定な動きをしているものではないことから、特殊な要因

の影響はないものと認識し、直前営業日の終値が客観的な市場取引により形成された株価であり、発行会社の企業価値を反映していると判断できる。

(4) 発行条件(本新株予約権の発行価額)について

本新株予約権の発行価額の決定に際しては、発行会社と取引関係になく発行会社経営陣から一定程度独立していると認められ、割当予定先からも独立した立場で評価を行っている第三者算定機関が市場慣行に従った一般的な方法をもって合理的かつ適正に評価した結果、231円との算定がなされ、割当予定先と協議の結果、同価額が決定された。なお、上記のとおり第三者機関が合理的かつ適正に算定した公正価値評価額による本新株予約権の発行は有利発行には該当しないと考えられる。

(5) 希薄化について

発行会社普通株式の現在の発行済株式総数37,770,500株(議決権数377,094個)に対して、本第三者割当増資により発行される本新株式及び本新株予約権の発行株式数は12,376,200株(議決権123,762個)(本新株予約権が全て行使された場合)であり、発行済株式数に対して最大で32.77%(総議決権数に対する割合32.82%)の希薄化が生じる可能性がある。

しかしながら、()本第三者割当増資により調達した資金を有効活用することは、発行会社の企業価値を向上させること、ひいては発行会社の既存株主の利益向上に資するものと考えられ、また、()本第三者割当増資による希薄化については一定以上の配慮がなされていることを総合考慮すると、その希薄化の規模は発行会社の既存株主の利益を不当に損なうものではないと判断できる。

以上を総合的に勘案し、平成28年6月23日開催しました当社取締役会において、本第三者割当を実施する旨を決議いたしました。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第12期)の提出以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおりの臨時報告書を提出しております。

[平成27年6月29日提出の臨時報告書]

1 提出理由

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 3円 総額 22,596,300円

ロ 効力発生日

平成27年6月29日

第2号議案 定款の一部変更の件

事業の目的の変更及び発行可能株式総数の変更を行うほか、監査等委員会設置会社移行及び責任限定契約の対象を拡大するため所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

國重惇史、高田真吾、小田玄紀、高野民治を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

市橋保男、花岡裕之、安田博延、江田健二を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を、年額300百万円以内(内、社外取締役分は、100百万円以内)と定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額200百万円以内と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	43,858	14	0	(注) 1	可決 99.51
第2号議案 定款の一部変更の件	43,845	27	0	(注) 2	可決 99.48
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件					
國重 惇 史	43,835	37	0		可決 99.46
高田 真 吾	43,825	47	0	(注) 3	可決 99.43
小田 玄 紀	43,835	37	0		可決 99.46
高野 民 治	43,835	37	0		可決 99.46
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
市橋 保 男	43,805	67	0		可決 99.39
花岡 裕 之	43,795	77	0	(注) 3	可決 99.37
安田 博 延	43,835	37	0		可決 99.46
江田 健 二	43,835	37	0		可決 99.46
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件	43,794	78	0	(注) 1	可決 99.36
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	43,794	78	0	(注) 1	可決 99.36

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

[平成27年8月25日提出の臨時報告書]

1 提出理由

当社は、平成27年8月25日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

代表取締役の異動

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
國重 惇史 (昭和20年12月23日生)	代表取締役会長兼社長	代表取締役会長	平成27年10月1日	株
高田 真吾 (昭和43年11月20日生)	退任	代表取締役社長	平成27年10月1日	175,000株

所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しております。

2 資本金の増減

該当事項はありません。

3 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第12期)及び四半期報告書(第13期第3四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載されました「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はございません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しており、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

4 最近の業績の概要

平成28年5月16日の当社取締役会において承認された平成28年3月期決算短信〔日本基準〕（非連結）に記載されている平成28年3月期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）に係る財務諸表は以下のとおりであります。

なお、上記決算短信は、金融商品取引法に基づく監査手続の対象外であり、平成28年5月16日付で開示した決算短信は、金融商品取引法に基づく財務諸表の監査手続は終了しておりません。

平成28年3月期決算短信〔日本基準〕（非連結）

（1）貸借対照表

（単位：千円）

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	631,533	1,160,560
売掛金	291,310	120,023
商品及び製品	37,447	216,321
仕掛品	-	503
前払費用	9,296	8,705
立替金	795	511
繰延税金資産	43,117	31,613
その他	1,653	2,864
貸倒引当金	509	131
流動資産合計	1,014,645	1,540,972
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,160	5,160
減価償却累計額	659	1,363
建物（純額）	4,501	3,797
車両運搬具	660	5,956
減価償却累計額	110	1,102
車両運搬具（純額）	550	4,854
工具、器具及び備品	1,970	1,970
減価償却累計額	1,444	1,593
工具、器具及び備品（純額）	526	377
リース資産	7,826	3,330
減価償却累計額	7,421	-
リース資産（純額）	405	3,330
有形固定資産合計	5,983	12,359
無形固定資産		
ソフトウェア	24,753	3,562
無形固定資産合計	24,753	3,562
投資その他の資産		
投資有価証券	100	0
関係会社株式	-	10,000
出資金	150	100
長期前払費用	278	-
長期預金	-	11,000
敷金及び保証金	21,714	21,488
固定化営業債権	0	0
固定化債権	86,025	86,025
貸倒引当金	86,025	86,025
投資その他の資産合計	22,243	42,588
固定資産合計	52,981	58,510
資産合計	1,067,626	1,599,483

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	28,775	189,376
短期借入金	50,000	130,000
1年内返済予定の長期借入金	10,068	10,068
リース債務	561	619
未払金	4,867	6,721
未払費用	22,028	27,982
未払法人税等	17,856	34,767
未払消費税等	34,118	23,914
未払配当金	-	244
前受金	16	-
預り金	4,411	7,973
流動負債合計	172,702	431,667
固定負債		
長期借入金	16,440	6,372
リース債務	-	2,710
固定負債合計	16,440	9,082
負債合計	189,142	440,750
純資産の部		
株主資本		
資本金	324,747	326,652
資本剰余金		
資本準備金	344,245	346,150
資本剰余金合計	344,245	346,150
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	227,491	500,545
利益剰余金合計	227,491	500,545
自己株式	18,000	18,000
株主資本合計	878,483	1,155,347
新株予約権	-	3,385
純資産合計	878,483	1,158,732
負債純資産合計	1,067,626	1,599,483

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
売上高		
製品売上高	286,980	100,806
商品売上高	3,544,790	6,149,798
手数料売上高	116,572	86,575
売上高合計	3,948,343	6,337,180
売上原価		
製品期首たな卸高	6,316	-
当期製品製造原価	58,279	52,203
製品期末たな卸高	-	-
製品売上原価	64,595	52,203
商品期首たな卸高	-	37,447
当期商品仕入高	3,277,915	5,560,625
商品期末たな卸高	37,447	216,321
商品売上原価	3,240,467	5,381,751
他勘定振替高	29	1,966
売上原価合計	3,305,033	5,431,988
売上総利益	643,310	905,192
販売費及び一般管理費	432,145	559,940
営業利益	211,165	345,252
営業外収益		
受取利息	292	101
受取配当金	2	8
受取保険料	592	-
違約金収入	-	6,000
雑収入	280	84
営業外収益合計	1,166	6,194
営業外費用		
支払利息	1,436	3,985
支払手数料	-	12,557
株式交付費	5,644	197
新株予約権発行費	2,081	1,767
雑損失	-	211
営業外費用合計	9,163	18,719
経常利益	203,168	332,727
特別利益		
固定資産売却益	-	11,004
特別利益合計	-	11,004
特別損失		
固定資産除却損	1,804	-
本社移転費用	1,131	-
特別損失合計	2,935	-
税引前当期純利益	200,233	343,732
法人税、住民税及び事業税	15,858	36,578
法人税等調整額	43,117	11,503
法人税等合計	27,258	48,082
当期純利益	227,491	295,649

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	1,069,138	987,943	1,857,584	18,000	181,498			181,498
当期変動額								
新株の発行	155,700	155,700			311,400			311,400
新株の発行(新株予約権の行使)	79,047	79,047			158,094			158,094
欠損填補	979,138	878,445	1,857,584					
当期純利益			227,491		227,491			227,491
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	744,391	643,698	2,085,076		696,985			696,985
当期末残高	324,747	344,245	227,491	18,000	878,483			878,483

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	324,747	344,245	227,491	18,000	878,483			878,483
当期変動額								
新株の発行(新株予約権の行使)	1,905	1,905			3,810			3,810
剰余金の配当			22,596		22,596			22,596
当期純利益			295,649		295,649			295,649
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							3,385	3,385
当期変動額合計	1,905	1,905	273,053		276,863		3,385	280,249
当期末残高	326,652	346,150	500,545	18,000	1,155,347		3,385	1,158,732

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	200,233	343,732
減価償却費	44,018	25,311
貸倒引当金の増減額(は減少)	233	377
受取利息及び受取配当金	294	109
支払利息	1,436	3,985
株式交付費	5,644	197
新株予約権発行費	2,081	1,767
有形固定資産売却損益(は益)	-	11,004
有形固定資産除却損	1,804	-
売上債権の増減額(は増加)	224,739	171,286
たな卸資産の増減額(は増加)	30,021	179,377
仕入債務の増減額(は減少)	21,184	160,600
前受金の増減額(は減少)	5,404	16
その他	28,682	3,722
小計	2,023	519,718
利息及び配当金の受取額	43	665
利息の支払額	1,461	4,001
法人税等の支払額	1,760	23,168
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,155	493,214
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	11,000
貸付金の回収による収入	8,000	-
有形固定資産の取得による支出	5,965	135,296
有形固定資産の売却による収入	-	141,500
無形固定資産の取得による支出	1,033	550
関係会社株式の取得による支出	-	10,000
敷金の差入による支出	19,623	1,114
敷金の回収による収入	2,571	73
出資金の払込による支出	100	50
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,150	16,437
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	45,838	80,000
長期借入金の返済による支出	10,068	10,068
リース債務の返済による支出	1,470	561
株式の発行による収入	461,455	-
新株予約権の発行による収入	312	1,618
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	3,612
配当金の支払額	-	22,351
財務活動によるキャッシュ・フロー	496,067	52,250
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	478,761	529,026
現金及び現金同等物の期首残高	152,772	631,533
現金及び現金同等物の期末残高	631,533	1,160,560

(5) 財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)関係会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(1)商品及び製品

個別法

(2)仕掛品

個別法

(3)貯蔵品

個別法

3．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	10～15年
車両運搬具	2～5年
工具、器具及び備品	5～10年

(2)無形固定資産

ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェア

販売見込期間（3年）における見込販売収益又は見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

1. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、前事業年度の32.3%から、平成28年4月1日に開始する事業年度および平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.6%に変更となります。

また、欠損金の繰越控除制度については、平成28年4月1日以後に開始する事業年度からは、その繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の60%、平成29年4月1日以後に開始する事業年度からは、その繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の55%、が控除限度額となりました。なお、平成30年4月1日以後に開始する事業年度の欠損金の繰越控除限度額は、引き続きその繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の50%となります。

その結果、繰延税金資産は1,526千円減少し、当事業年度に計上する法人税等調整額は1,526千円増加しております。

2. 特定顧客との電力売買取引における売上計上の表示の変更

エネルギー関連事業における電力売買事業の大口顧客との取引については、従来はその収益を総額表示しておりましたが、平成27年7月に電力仕入代金の決済が当社口座からではなく当該顧客の口座を介する方法に変更となったため、当該変更日以降の当該顧客に対する売上計上額は純額表示に変更しました。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
貯蔵品	29千円	千円
販売促進料	千円	1,966千円

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給与手当	150,931千円	201,579千円
業務委託費	80,030千円	109,645千円
減価償却費	6,106千円	6,010千円
おおよその割合		
販売費	30.4%	29.3%
一般管理費	69.6%	70.7%

3. 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
土地	千円	11,004千円

4. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物	1,273千円	千円
工具、器具及び備品	531千円	千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,194,100	1,350,000		7,544,100

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権行使による増加	450,000株
第三者割当増資による増加	900,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,000			12,000

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
平成16年新株予約権	普通株式	5,000		5,000		
平成17年新株予約権	普通株式	8,000			8,000	
平成18年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	2,000			2,000	
平成26年新株予約権(第三者割当)	普通株式		450,000	450,000		
合計		15,000	450,000	455,000	10,000	

(注) 1. 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

平成16年新株予約権の減少は、権利失効によるものであります。

平成26年新株予約権(第三者割当)の増加は、Licheng(H.K.) Technology Holdings Limitedに対する発行であり、減少は権利行使によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,596	3	平成27年3月31日	平成27年6月29日

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	7,544,100	30,226,400		37,770,500

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権行使による増加	10,000株
株式分割(1株を5株に分割)による増加	30,216,400株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,000	48,000		60,000

(変動事由の概要)

株式分割(1株を5株に分割)による増加 48,000株

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
平成17年新株予約権	普通株式	8,000		8,000		
平成18年ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	2,000		2,000		
平成27年ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式		900,000		900,000	3,385
合計		10,000	900,000	10,000	900,000	3,385

(注) 1. 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

平成17年新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

平成18年新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

平成27年新株予約権の増加は、発行によるものであります。

3. 平成27年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,596	3	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	37,710	1	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金	631,533千円	1,160,560千円
現金及び現金同等物	631,533千円	1,160,560千円

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、業績の評価、事業戦略の構築、経営資源の配分等を行ううえで重要性の高い区分を基に決定しており、「エネルギー関連事業」、「自動車関連事業」の2つで構成されています。なお、当事業年度末において当社には連結対象となる子会社等がありませんので、これらの事業はすべて当社が直接行っています。

(エネルギー関連事業)

エネルギー関連事業として、主に事業者に対して、エネルギー管理システム「ENeSYS」の開発・販売、省エネルギー化支援コンサルティング、省エネルギー関連機器設備の販売、電力売買等を行っております。

(自動車関連事業)

自動車関連事業として、主に事業者に対して、中古車査定システム「IES」の開発・販売、中古車売買に関するコンサルティング、中古車売買等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額 (注) 1	財務諸表計 上額(注) 2
	エネルギー 関連事業	自動車 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	3,174,730	773,613	3,948,343		3,948,343		3,948,343
セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	3,174,730	773,613	3,948,343		3,948,343		3,948,343
セグメント利益	300,483	32,709	333,193		333,193	122,027	211,165
セグメント資産	306,206	51,003	357,210		357,210	710,416	1,067,626
その他項目							
減価償却費	21,547	18,163	39,710		39,710	4,308	44,018
有形固定資産及び無形 固定資産び増加額	1,012	373	1,385		1,385	5,612	6,998

(注) 1. 調整額は下記の通りであります。

(1)セグメント利益の調整額 122,027千円は報告セグメントに分配していない全社費用です。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額710,416千円は各報告セグメントに分配していない全社資産です。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。

(3)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額5,612千円は本社建物の設備投資であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当事業年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額 (注) 1	財務諸表計 上額(注) 2
	エネルギー 関連事業	自動車 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	3,360,695	2,976,484	6,337,180		6,337,180		6,337,180
セグメント間の内部 売上高又は振替高							
計	3,360,695	2,976,484	6,337,180		6,337,180		6,337,180
セグメント利益	465,746	73,808	539,554		539,554	194,302	345,252
セグメント資産	60,742	285,152	345,895		345,895	1,253,588	1,599,483
その他項目							
減価償却費	15,936	5,112	21,049		21,049	4,262	25,311
有形固定資産及び無形 固定資産び増加額	550		550		550	8,626	9,176

(注) 1. 調整額は下記の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額 194,302千円は報告セグメントに分配していない全社費用です。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額1,253,588千円は各報告セグメントに分配していない全社資産です。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額8,626千円は全社資産の増加額であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(関連情報)

前事業年度(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国内以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本ロジテック協同組合	2,574,844	エネルギー関連事業

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本ロジテック協同組合	2,675,741	エネルギー関連事業

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	23.33円	30.64円
1株当たり当期純利益金額	6.78円	7.84円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	6.67円	7.84円

- (注) 1.平成27年8月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 2.1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	227,491	295,649
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	227,491	295,649
普通株式の期中平均株式数(株)	33,561,185	37,699,489
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	529,125	7,955
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		平成27年7月30日の取締役会決議による第7回新株予約権1,800個 (目的となる株式の数 900,000株)

- (注)平成27年8月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、前事業年度期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第13期第3四半期)	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月15日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年11月19日 関東財務局長に提出

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 6月26日

株式会社リミックスポイント

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 大 丸

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石 渡 裕一朗

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リミックスポイントの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リミックスポイントの平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社リミックスポイントの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社リミックスポイントが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月15日

株式会社リミックスポイント

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 大 丸

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石 渡 裕一朗

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リミックスポイントの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度の第3四半期会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リミックスポイントの平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。